

法務省民二第700号

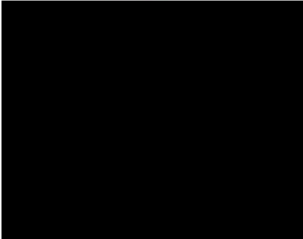
平成24年3月16日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の3の規定に基づく登録免許税の非課税に係る証明書の様式について（依命通知）標記について、別紙甲号のとおり国土交通省鉄道局長から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



国鉄総第 472 号

平成 24 年 3 月 12 日

法務省民事局長

原 優 殿

国土交通省鉄道局長

久 保 成

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 40 条の 3 の規定に基づく登録免許税の非課税に係る証明書の様式について(照会)

東日本大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 119 号)の施行に伴い、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成 23 年財務省令第 20 号)第 16 条の 3 の規定に基づき国土交通大臣が発行する証明書の様式を別添のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方依頼いたします。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
第40条の3の規定に係る証明申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 〇〇 〇〇 殿

申請者の住所及び氏名又は名称 (印)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「法」といいます。）
第40条の3の規定の適用を受けたいので、下記事項について証明願います。

- 1 別紙記載の土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得者
取得者の住所：〇〇・・・ 名称：〇〇・・・
取得者は、法第40条の3の規定に該当する第一種鉄道事業者である。
- 2 別紙記載の土地は、法第40条の3に規定する被災鉄道施設に代わるものとして建設される代替鉄道施設の敷地の用に供されるものである。
(代替鉄道施設は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「令」という。)第31条の3第1項各号に掲げる要件の全てを満たすものである。)
- 3 被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積：〇〇㎡
代替鉄道施設の敷地の用に供される土地の面積：〇〇㎡
(代替鉄道施設の敷地の用に供される土地として、今回取得する土地の面積：〇〇㎡)
- 4 被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離：〇〇キロ
代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離：〇〇キロ
- 5 代替鉄道施設の敷地の用に供される土地の面積は、令第31条の3第2項に規定する面積〇〇㎡を超えないものである。

(証明番号) 第 号

上記事項は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の3の規定に該当するものであることを証明する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 〇〇 〇〇

法務省民二第699号

平成24年3月16日

国土交通省鉄道局長 殿

法務省民事局長

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の3の規定に基づく登録免許税の非課税に係る証明書の様式について（回答）

平成24年3月12日付け国鉄総第472号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。